

立川市錦児童館及び立川市錦学童保育所並びに立川市
上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所における指定
管理者候補者の選定について

答 申

令和元年 11 月 11 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和元年8月19日付立子育第1542号により、立川市長から、「立川市錦児童館及び立川市錦学童保育所並びに立川市上砂児童館及び立川市上砂第三学童保育所における指定管理者候補者の選定について」、本審査会会長あてに諮問を受けました。

本審査会では、施設の設置目的に沿って施設を最大限活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な管理運営を行うことを目的とした指定管理者制度の趣旨をふまえ、公平・公正な視点から厳正に審査を進めた結果、下記のとおり指定管理者候補者の選定について答申いたします。

記

1 審査結果

本審査会において、公平・公正な視点から厳正に審査を行った結果、次の団体を指定管理者候補者として選定します。

(1) 立川市錦児童館（立川市錦学童保育所含む）

① 施設の名称及び所在地

ア 名称 立川市錦児童館（立川市錦学童保育所含む）

イ 所在地 立川市錦町3丁目12番1号

② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地
（指定管理者候補者）

ア 団体の名称 株式会社明日葉

イ 団体の所在地 東京都港区芝四丁目13-3 PMO 田町東10F

（次点候補者）

ア 団体の名称

イ 団体の所在地

③ 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

④ 採点結果

		株式会社明日葉	
第一次審査 (1,200点満点) 1人150点満点	867点	895点	834点
第二次審査 (800点満点) 1人100点満点	580点	625点	575点
総合審査 (2,000点満点)	1,447点	1,520点	1,409点

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

現指定管理者からの事業の引継ぎについて、児童や保護者に影響がないよう確実にこなうこと

(2) 立川市上砂児童館（立川市上砂第三学童保育所含む）

- ① 施設の名称及び所在地
 ア 名称 立川市上砂児童館（立川市上砂第三学童保育所含む）
 イ 所在地 立川市上砂町1丁目13番地の1
- ② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地
 (指定管理者候補者)
 ア 団体の名称 株式会社明日葉
 イ 団体の所在地 東京都港区芝四丁目13-3 PMO 田町東10F
 (次点候補者)
 ア 団体の名称 [REDACTED]
 イ 団体の所在地 [REDACTED]
- ③ 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
- ④ 採点結果

	[REDACTED]	株式会社明日葉
第一次審査 (1,200点満点) 1人150点満点	903点	887点
第二次審査 (800点満点) 1人100点満点	610点	650点
総合審査 (2,000点満点)	1,513点	1,537点

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

現指定管理者からの事業の引継ぎについて、児童や保護者に影響がないよう確実に
 こなうこと

2 選定審査経過（審査会日程）

回	日程	本審査に係るもののみ掲載 主な議事内容
第8回	令和元年8月19日（月） 13時30分から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 諮問 ・ 立川市錦児童館及び立川市上砂児童館指定 管理者候補者選定審査基準について
第9回	令和元年9月25日（水） 15時15分から	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立川市錦児童館及び立川市上砂児童館指定 管理者候補者選定第一次審査

第 11 回	令和元年 10 月 28 日 (月) 9 時 30 分から	<ul style="list-style-type: none"> 立川市錦児童館及び立川市上砂児童館指定管理者候補者選定第二次審査、最終審査 答申案の協議
--------	----------------------------------	---

上記のほか、9月25日(水)に、2名の委員が立川市錦児童館(錦学童保育所)及び立川市上砂児童館(上砂第三学童保育所)の現地視察を行いました。

3 選定の経過

(1) 募集要項、仕様書等の確認

選定審査基準を決定するうえで、必要な募集要項、仕様書等について、市より説明を受け、質疑を行いました。

(2) 選定審査基準の設定

指定管理者候補者を公平・公正な視点から厳正に選定するため、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例等に基づき、選定審査基準(案)について協議し、第一次審査においては14項目、第二次審査においては4項目の選定審査基準を決定しました。

第一次審査は各委員150点満点、第二次審査は各委員100点満点とし、5段階による加点方式としました。

また、配点については、第一次審査では、14項目の選定審査基準の重要度に応じて配点し、第二次審査では、4項目の選定審査基準の重要度は同様として同じ配点としました。

(3) 第一次審査(書類審査)

施設所管課が、市施策の中で児童館が果たす役割、応募事業者の提案内容の効果及び実現性、その他審査資料を補足する情報について説明を行った後、応募事業者から提出された書類について確認を行いました。その後、人員配置や労働条件、財務状況、子どもや保護者に対する支援等について議論する時間を設け、それを踏まえ各委員が選定審査基準に基づき採点しました。応募事業者は、錦児童館については3者、上砂児童館については2者でした。選定審査基準に基づき、当該事業者を第二次審査対象者としました。

(4) 第二次審査(面接審査)

プレゼンテーションとそれに対応する質疑応答により、「公共施設であることへの理解(設置目的の実現性)」、「指定管理者としての意欲・経営手法」、「誠実な業務履行への姿勢」、「提案内容の具体性・実現性」の4つの選定審査基準に基づき採点しました。

錦児童館の審査においては、3者に対し職員への処遇やサポート体制、食物アレルギーへの対応、児童の安全対策、施設修繕への対応策、児童の保護者へのサポート及び関係者との連携、配慮が必要な児童への考え方などの質問がされました。

上砂児童館の審査においては、2者に対し地域団体との連携、児童へのサポートの考え方、職員の資格取得支援、安全・衛生管理の取組、職員配置などの質問がされました。

最後に、第一次審査結果と第二次審査結果を加点し、各選定審査基準に基づいた総合的な視点からの協議を行い、1の審査結果に記したとおりとしました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 松 井 望	大学教授
”	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
”	坂 井 聖	税理士
”	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	岡 部 政 和	公募
”	宮 本 直 樹	公募
専門委員	米 原 立 将	大学准教授
”	菊 池 修	小学校校長

※市民公募により3名が委員に委嘱されましたが、任期途中で都合により1名の委員が
辞退しました。